

令和6年度市民税・県民税申告書の手引き

この申告は、令和5年中(1月1日～12月31日)の所得を申告するものです。市民税・県民税の課税の基礎となるほか、課税証明書等の発行、国民健康保険税や各種サービスの算定の基礎にもなります。

この手引きを参照のうえ、申告書に記入し、**同封の返信用封筒にて申告期限までにご返送**ください。

※この申告書は、前年度の申告時に、申告書の送付を希望された人に送付しています。

○ 申告期限 令和6年3月15日(金)

令和6年1月1日現在、住民登録のある市町村で申告するものです。
令和6年1月1日現在、知立市に住民登録のない人は、各市町村にお問い合わせください。

○ 市民税・県民税申告が必要な人 (以下のいずれかに該当する人は市民税・県民税の申告が必要です。)

給与	・所得税の確定申告をする必要がない人で、市民税・県民税において各種控除(医療費控除、扶養控除など)を受けようとする人
年金	・所得税の確定申告をする必要がない人で、市民税・県民税において各種控除(医療費控除、扶養控除など)を受けようとする人
給与・年金以外の所得	・給与・年金以外の所得がある人で所得税の確定申告義務がない人
無収入	・世帯外の親族に扶養されていた人、どなたにも扶養されていない人 ・学生だった人 ・失業中で失業手当等を受給して生活していた人 ・病気や怪我等で働くことができなかった人 ・遺族年金・障害年金を受給していた人 ※申告書の氏名欄の右枠に理由を記入してください。

記入例



※記入例は市窓口でも入手できます。

○ 市民税・県民税の申告が不要な人 (以下①～②のいずれかに該当する人です。)

- 勤め先で年末調整をしている人
※ただし、医療費控除等の年末調整されていない控除を受けようとする場合は申告が必要です。
- 公的年金等の収入のみで、「扶養親族等申告書」を年金支払者へ報告済みの人
※ただし、医療費控除等の「扶養親族等申告書」で含めることができない控除を受けようとする場合は申告が必要です。

○ 申告に必要なもの

- 申告書 ・本人確認書類 ・番号確認書類(マイナンバーの分かるもの)
- 支払調書(その他雑、一時) ・収入の内訳書(営業、農業、不動産) ・源泉徴収票(給与、年金)
- 各種控除証明書 ・医療費控除の適用を受ける場合は「医療費控除の明細書」又は「セルフメディケーション税制の明細書」

○ 医療費控除の適用を受ける

平成30年度の市民税・県民税申告から、医療費控除の適用を受ける場合は①「医療費控除の明細書」、セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は②「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が義務化になりました。

①または②の書類が無い場合、医療費控除の適用を受けることができません。

※同封の明細書または右QRのリンク先よりダウンロードしてご利用ください。

なお、記載例は明細書の裏面にあります。

※領収書はご自身で5年間保管する必要があります。

※セルフメディケーション税制を適用したい場合は、税務課市民税係までお尋ねください。

様式



市民税・県民税申告についてのお問合せ

知立市役所
税務課 市民税係

知立市広見3丁目1番地
☎ 0566-83-1111 (内線133・134)

確定申告についてのお問合せ

刈谷税務署

刈谷市若松町1丁目46番地1
☎ 0566-21-6211 (代表)

【主な所得控除一覧】

控除の種類	控除額	
社会保険料	支払金額	
小規模企業共済等掛金		
生命保険料	右欄参照	
地震保険料	下欄参照	
障害者	普通	26万円
	特別	30万円
	同居特別	53万円
寡婦	26万円	
ひとり親	30万円	
勤労学生	26万円	
配偶者	一般	右下欄参照
	老人	
配偶者特別		
扶養	一般	33万円
	特定	45万円
	老同居老親等	45万円
	人 上記以外	38万円
基礎	下欄参照	

■【地震保険料控除の計算方法】

支払金額		控除額
地震保険料	50,000円以下のとき	支払金額の1/2
	50,000円超のとき	25,000円
旧長期契約	5,000円以下のとき	全額
	5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円
	15,000円超のとき	10,000円
地震保険料・旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円		

■【基礎控除】

納税者本人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

■【調整控除】 所得税と住民税の人的控除額の差に基づく負担増の調整

※合計所得金額が2,500万円を超える人については適用しません。

合計課税所得金額	調整控除額			
200万円以下	市民税	所得税との人的控除額の差の合計額が市民税・県民税の合計課税所得金額のいずれか少ない金額の3%		
	県民税	所得税との人的控除額の差の合計額が市民税・県民税の合計課税所得金額のいずれか少ない金額の2%		
200万円超	市民税	所得税との人的控除額の差の合計額-(市民税・県民税の合計課税所得金額-200万円)の3% ※ただし、当該額が1,500円未満の場合は、1,500円		
	県民税	所得税との人的控除額の差の合計額-(市民税・県民税の合計課税所得金額-200万円)の2% ※ただし、当該額が1,000円未満の場合は、1,000円		

※合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額をいいます。

■【配当控除】 配当所得がある場合は、配当所得に次の率をかけた金額を所得割額から控除します。

種類	課税総所得金額等			
	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◆市民税・県民税の計算方法◆ 下記計算式内の番号は、申告書にある番号を参照してください。

所得割額 総所得金額⑫-所得から差し引かれる金額⑳=課税総所得金額(1,000円未満切捨て)
課税総所得金額×税率(市民税6%、県民税4%)-税額控除(調整控除等)=所得割額

均等割額 市民税 3,000円 県民税 1,500円 ※県民税には、「あいち森と緑づくり税」500円が含まれています。

森林環境税額 国税 1,000円 ※市民税・県民税の均等割と併せて徴収されます。

年税額 所得割額+均等割額+森林環境税額=年税額

※分離課税の所得がある場合には、計算方法が異なります。

※上記内容については、税法改正等により変更されることがありますのでご了承ください。

■【生命保険料控除の計算方法】

契約の締結日によって控除額の計算方法が異なります。

	契約締結日	
	平成23年12月31日以前	平成24年1月1日以後
一般の生命保険料	①旧生命保険料	②新生命保険料
介護医療保険料	-	③介護医療保険料
個人年金保険料	④旧個人年金保険料	⑤新個人年金保険料

上記②・③・⑤の控除額の計算方法

年間の支払保険料	控除額
12,000円以下のとき	全額
12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円
56,000円超のとき	28,000円

上記①・④の控除額の計算方法

年間の支払保険料	控除額
15,000円以下のとき	全額
15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円
40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円
70,000円超のとき	35,000円

※一般、介護、年金を合わせて70,000円が限度額です。

※①と②、④と⑤の新旧双方について控除を受ける場合は28,000円が限度額です。

■【配偶者控除・配偶者特別控除早見表】

納税者本人の所得金額→	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	配偶者の所得金額↓	控除額		
	48万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	

各種控除・所得の説明（令和5年12月1日現在の法令等に基づき作成しております。）

○所得控除について

※控除額については裏面を参照してください。

社会保険料控除

国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療保険、介護保険等の保険料を支払ったとき
【**注意**点】
・国民年金保険料は、領収書または控除証明書を添付してください。
・生計を一にする配偶者、扶養親族が受給する公的年金等から差し引かれている健康保険、介護保険料等は対象外です。

小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済制度に基づく共済掛金や、確定拠出年金法に基づく企業型・個人型年金加入者掛金、心身障害扶養共済の掛金を支払ったとき

生命保険料控除

生命保険料や個人年金保険料等をあなたや配偶者、その他の生計を一にする親族のために支払ったとき
【**注意**点】
・一契約9,000円以下の旧生命保険料以外は証明書を添付してください。
・それぞれの保険料について支払った金額を記入してください（契約日に応じて新・旧の区別にご注意ください。）。

地震保険料控除

所有している家屋等の地震保険料を支払ったとき。控除額の計算は、市民税・県民税申告書の添付書類台紙裏面を参照してください。
【**注意**点】
・保険会社が発行する支払証明書を添付してください。
・損害保険料控除は、平成18年度税制改正により廃止され、経過措置として平成18年12月31日までに契約した長期損害保険契約等の損害保険料は控除の対象となります。

ひとり親控除・寡婦控除

【ひとり親】
現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方
① 合計所得金額が500万円以下であること
② 総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子（※1）がいること
③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者（※2）がいないこと
【**寡婦**】
上記の「ひとり親」に当たらない方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方
① 合計所得金額が500万円以下であること
② 以下のいずれかに該当すること
◆ 夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫が生死不明などの方
◆ 夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族（※3）を有する方
③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者（※2）がいないこと
※1 生計を一にする子のうち、他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方は除きます。
※2 あなたが世帯主の場合は、住民票の続柄に「夫（未届）」などと記載されている方をいいます。
あなたが世帯主でない場合で、あなたの住民票の続柄が世帯主の「妻（未届）」などと記載されている場合は、その世帯主の方をいいます。
※3 合計所得金額48万円以下の方に限ります。なお、他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方を除きます。

勤労学生控除

大学、高等学校等の学生で、自己の勤労に基づく給与所得等があり、令和5年中の合計所得金額が75万円以下かつ給与所得等以外の所得が10万円以下の人
【**注意**点】 学生証などの証明書が必要です。

障害者控除

あなたや同一生計配偶者、扶養親族等(16歳未満も含む)に心身の障害があるとき(令和5年12月31日現在)

障害者	特別障害者	提示書類
療育手帳の表示B又はC	療育手帳の表示A	手帳又は証明書
身体・精神障害者手帳の等級が右記以外	身体障害1級又は2級、精神障害は1級	手 帳
戦傷病者手帳第4項症以下	戦傷病者手帳特別項症から第3項症までの人	手 帳
介護認定 要介護1～3	介護認定 要介護4、5	市が発行した証明書

※同居特別障害者については、控除額の加算措置があります。

配偶者控除

配偶者特別控除

控除対象配偶者が70歳以上の場合は、老人控除対象配偶者となります。
【**注意**点】
・あなたの令和5年中の合計所得金額が1,000万円超の場合、配偶者控除および配偶者特別控除は適用外です。
・配偶者特別控除の適用の場合は、配偶者の合計所得金額を記入してください。
・他の人の被扶養者になっていたり、事業専従者の場合は適用外です。
・同一生計配偶者に該当する場合はチェック欄に記入してください。

扶養控除

令和5年中の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする扶養親族がいるとき（下記表の年齢は、令和5年12月31日現在）

一般扶養	16歳以上	：平成20年1月1日以前に生まれた人
特定扶養	19歳以上23歳未満	：平成13年1月2日以後平成17年1月1日以前に生まれた人
老人扶養	70歳以上	：昭和29年1月1日以前に生まれた人
同居老親等	老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者と同居を常としている人	

【**注意**点】
・別居の場合は申告書裏面の13に氏名、個人番号及び住所、国外居住者である場合は区分を記入してください。
・他の人の被扶養者となっている場合は適用外です。

16歳未満の扶養親族

平成24年度から、16歳未満の扶養親族は控除適用がなくなりましたが、市民税・県民税の非課税判定や児童手当の受給に関して必要であるため、ご記入ください。

雑損控除

災害や盗難等により、住宅・家財など生活用資産に損害を受け、損害額が令和5年中の総所得金額等の10分の1を超えたときなど
【**注意**点】
・災害関連支出の金額の領収証を添付してください。
・損害金額は損害を受けた時の時価です。
・補填される金額には損害保険金や賠償金等の金額を記入してください。

医療費控除

あなたや生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費の合計額（補填された金額は除きます。）が、令和5年中の総所得金額等の5％または10万円のいずれか少ない金額を超えたとき
また、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を適用する場合は、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人であり、あなたや生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払ったスイッチO T C医薬品の購入額が1万2千円を超えたとき
【**注意**点】
従来の医療費控除とセルフメディケーション税制による医療費控除の特例は併用することはできません。選択について申告後、変更することもできません。
・従来の医療費控除については、疫病の予防又は健康増進のために供されるものの購入費用は対象外です。
・補填される金額には、健康保険組合や生命保険会社からの補填金額を記入してください。
・**医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書の添付が必要**です。
・令和4年度からセルフメディケーション税制を適用する場合、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付または提示が不要となります。ただし、原本をご自宅で5年間保管する必要があります。
・明細書作成の場合は、領収書原本をご自宅で5年間保管する必要があります。

基礎控除

裏面を参照してください。

○税額控除について

寄附金税額控除

市民税・県民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金を支出した場合には、一定の算式で計算した金額を調整控除適用後の所得割額から控除します。支出した寄附金に応じて申告書裏面の15にそれぞれ寄附した金額を記入してください。
【**注意**点】 寄附金税額控除を申告される人は、寄附金の受領証明書等を添付してください。

住宅借入金等特別税額控除

平成21年から令和7年までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受けた方について、所得税から控除しきれなかった額を翌年度分の個人住民税（所得割）から控除することができます。控除の適用を受けるには、市町村への手続きは不要ですが、**最初の年は税務署で確定申告が必要**です。また、2年目以降は年末調整又は確定申告を行うことで控除を受けることができます。
※制度について詳細は、国土交通省ウェブサイトをご覧ください。

調整控除

裏面を参照してください。

○所得金額について

事業

申告書裏面8に、収入および必要経費の明細を記入してください。

・営業等

販売業、製造業、飲食業、修理業、建設業、サービス業、外交員、集金人、大工、内職、茶花の指導などから生ずる所得です。
※外交員、その他家内労働者等については、必要経費の最低保証があります。詳細は、税務課市民税係にお尋ねください。

・農業

農産物の生産、果樹の栽培、家畜の飼育などから生ずる所得です。

配当・株式譲渡

株式、出資金などの分配から生ずる所得です。所得税等15.315％、市民税・県民税5％が源泉徴収されている場合、原則として市民税・県民税の申告は必要ありません。
【**注意**点】 令和4年度の税制改正により、令和6年度（令和5年分）から上場株式等に係る配当所得及び特定株式等譲渡所得について、所得税と市民税・県民税の課税方法を一致させることとなり、所得税と異なる課税方法を選択することができなくなりました。この改正により、所得税の確定申告で申告した配当所得等について、市民税・県民税においても申告したことになります。そのため、所得税は申告せず市民税・県民税だけ申告をするなどはできません。

給与

給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額
0円 ～ 550,999円	0円
551,000円 ～ 1,618,999円	収入金額－550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。
1,628,000円 ～ 1,799,999円	1,074,000円
1,800,000円 ～ 3,599,999円	A×2.4＋100,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	A×2.8－80,000円
	A×3.2－440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	収入金額×0.9－1,100,000円
8,500,000円以上※	収入金額－1,950,000円

※一定の条件を満たす場合、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

雑

（公的年金を受給している場合）

受給者の年齢（令和5年12月31日時点）	公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満	～ 1,299,999円	収入金額－600,000円	収入金額－500,000円	収入金額－400,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円	収入金額×0.75－175,000円	収入金額×0.75－75,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円	収入金額×0.85－585,000円	収入金額×0.85－485,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	収入金額×0.95－1,455,000円	収入金額×0.95－1,355,000円	収入金額×0.95－1,255,000円
	10,000,000円 ～	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円
65歳以上	～ 3,299,999円	収入金額－1,100,000円	収入金額－1,000,000円	収入金額－900,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円	収入金額×0.75－175,000円	収入金額×0.75－75,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円	収入金額×0.85－585,000円	収入金額×0.85－485,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	収入金額×0.95－1,455,000円	収入金額×0.95－1,355,000円	収入金額×0.95－1,255,000円
	10,000,000円 ～	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円

※ここのない雑所得の計算方法は、税務課市民税係へお尋ねください。

不動産

申告書裏面8に、収入及び必要経費の明細を記入してください。

賃貸、貸店舗、アパート、貸地などから生ずる所得です。

総合譲渡

ゴルフ会員権や金地金、機械などを譲渡したことによる所得です。
※総合譲渡所得や、分離課税の所得（土地、建物、株式等の譲渡）は、税務署での確定申告が必要な場合があります。詳細は、刈谷税務署にお尋ねください。

一時

申告書裏面の11も記入

生命保険、損害保険の満期返戻金や賞金など一時的、臨時的な収入から生ずる所得です。
【**注意**点】
・必要経費は保険掛金などこれらの収入を得るために要した費用です。
・課税される所得金額は、特別控除50万円を差し引いて1/2を乗じた金額です。
計算方法：
↓（収入－必要経費）－50万円
↓×1/2＝課税される所得金額

利子

預貯金の利子等に係る所得です。収入金額がそのまま所得金額になります。
【**注意**点】 非課税制度や源泉分離課税の適用を受けるものは申告不要です。

○所得金額調整控除について

申告書裏面の16を記入

所得金額調整控除とは、一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除するというものです。
所得金額調整控除には、次の1又は2の2種類の控除があります。

- | | |
|---|---------------------------|
| 1 | 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除 |
|---|---------------------------|

その年の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、(1)のイ～ハのいずれかに該当する給与所得者の総所得金額を計算する場合に、(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除するものです。

(1) 適用対象者
イ 本人が特別障害者に該当する者
ロ 年齢23歳未満の扶養親族を有する者
ハ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者
(2) 所得金額調整控除額
{給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)－850万円}×10％＝控除額※
※ 1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。
【**注意**点】 この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。したがって、例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の年齢23歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、その夫婦双方が、この控除の適用を受けることができます。

- | | |
|---|-------------------------------|
| 2 | 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除 |
|---|-------------------------------|

その年において、次の(1)に該当する者の総所得金額を計算する場合に、(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除するものです。

(1) 適用対象者
その年分の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える者
(2) 所得金額調整控除額
{給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円)}－10万円＝控除額
【**注意**点】 給与と年金で所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得の金額から控除します。